

組合交通費の会計処理要領について ～EF 使用の際の課税分の精算方法2023年版～

2019年より EF を含めた社員優待航空券の使用に際して、みなし所得に応じて課税されています。組合活動においても同様に、各委員会、支部、渉外等の活動で EF を使用した場合もその対象となります。組合活動で生じた交通費については実費精算となっていますが、課税徴収分については計算が非常に複雑となる為、組合活動において EF を使用した場合の会計処理要領について、2023年については下記の通り整理しました。各自下記を参照の上、精算をお願いします。

<精算方法>

➤ 組合活動により EF を使用した場合、下記表の搭乗区間(マイル)に応じた課税補填金を、PFC(国内線旅客施設使用料)と合わせて所定の精算書により経費精算を行う。

【2023年1月1日～2023年12月31日搭乗分 課税補填金】

マイル	区間(一部抜粋)			みなし所得	課税補填金
1-450	羽田一大阪	中部一福岡	大阪一福岡	2,250 円	1,150 円
451-750	羽田一札幌	羽田一福岡		2,850 円	1,450 円
751-1600	羽田一沖縄			4,350 円	2,200 円

※ 上記以外の区間を利用した場合もマイル区分に応じた課税補填金を精算して下さい。

※ 例) 羽田→伊丹搭乗時:

PFC 710 円(羽田 370 円+伊丹 340 円)+課税補填金 1,150 円=1,860 円 を精算して下さい。

<課税補填金の算出方法について>

➤ 課税補填金は EF のみなし所得額の 50%相当額(50 円単位で切り上げ)とする

※ 課税金額はそれぞれの適用税率により異なり、且つ細かい正確な金額は確定申告の段階まで知り得ない為、簡易的に一律所得税 40%、住民税 10%を加味した課税補填金を設定する事としました。

<PFC について>

➤ 2023年4月時点での PFC は下表の通りとなっておりますが、PFC は不定期に追加、変更となる可能性がありますので、ANA HP 等から最新の情報をご確認下さい。

羽田	成田	中部	福岡	北九州	新千歳	伊丹	関西	仙台	那覇
370 円	450 円	440 円	110 円	100 円	370 円	340 円	440 円	290 円	240 円

※成田、中部、北九州は有償航空券利用時(IDZED 等)のみ徴収対象(<P&W INFORMATION No.1112>参照)